

処 分 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第75条の2第1項
処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：長崎県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の 基準）
処 分 基 準： 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：長崎県警察本部交通部交通指導課取締・暴走族対策係 電話 095-820-0110 （内線 5136）
備 考：

別紙

最高速度違反行為等の指示に係る自動車の使用制限の処分量定の細目基準

1 処分量定の基準

令第 26 条の 7 に規定する指示に係る使用制限の処分基準に該当することとなった自動車の使用者に対する使用制限の処分期間の具体的量定は、累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

よるものとする。

2 点数の付与

(1) 点数の付与は、当該指示に係る自動車ごとに行われ、当該自動車ごとに累計点数の計算を行うものである。

(2) 点数の付与は、当該自動車の使用者と運転者が異なる場合に行うものとする。

(3) 点数の付与は、最高速度違反行為及び過労運転にあっては当該車両の使用者の業務に関して行われた場合、過積載運転行為にあっては当該過積載運転行為に係る自動車について措置命令がされた場合に限り行うものとする。

3 前歴の回数

(1) 前歴の回数は、自動車の使用者の属性であり、自動車の使用者が同一の使用の本拠の位置において使用し、又は使用したことのあるすべての自動車に係る前歴の回数を考慮すべきものとする。

(2) 前歴の回数が「1回」又は「2回以上」である使用者に係る令第 26 条の 7 に定める使用制限の処分の要件を満たすこととなるのは、前歴の回数が「1回」又は「2回以上」である状態の下において、累計点数が令第 26 条の 7 第 1 項の表 2 の下欄に定める点数以上の点数に該当することとなる場合である。

別表に定める前歴の回数が「1回」、「2回」又は「3回以上」に該当することとなる場合についても同様である。

(3) 前歴の回数は、過去 1 年以内における下命・容認に係る使用制限（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るものに限る。）の始期の回数を計算するものとする。

4 期間の計算

(1) 指示に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。

(2) 令第 26 条の 7 第 1 項の表 2 の備考中「過去 1 年以内」という場合における期間の計算は、当該指示に係る使用制限の対象となる違反行為が行われた日を起算日として計算するものとする。

なお、1年とは365日とするものとする。

- (3) この基準に従って量定した日数が、令第26条の7第1項の表3に定める期間を超えるときとなるときは、同表に定める期間を指示に係る使用制限の処分期間とするものとする。

5 処分の軽減

次に掲げる事情がある場合であって、当該自動車の使用の本拠における自動車の運行管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を短縮することにより処分を軽減することができるものとする。

- (1) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合
- (2) 下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の前歴の回数がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活動に著しい支障を生じるおそれがあると認められる場合
- (3) その他情状酌量すべき事情がある場合

6 処分が競合する場合等における取扱い

- (1) 下命・容認に係る使用制限と指示又は納付命令に係る使用制限が競合する場合
同一の自動車に係る同一の違反行為について、下命・容認に係る使用制限の要件と指示又は納付命令に係る使用制限の要件の両方を同時に満たすときは、軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。

- (2) 処分中に当該処分に係る違反行為が行われた場合

下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の期間中であるにもかかわらず、当該処分に係る自動車の使用者が当該処分に係る自動車を運転者に運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合には、これらの規定による処分は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。

別表 処分量定の基準

前歴の回数	累積点数				
	車種	2点又は3点	4点又は5点	6点から8点 (過労運転は6点)	9点以上 (過労運転は12点以上)
なし	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
一回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
二回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
三回以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日

(注) : 1 「大型車等」とは、大型自動車、大型特殊自動車、中型自動車、準中型自動車又は重被牽引車をいう。

: 2 「普通車」とは、普通自動車をいう。

: 3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。